

積算疑義申立に対する回答書

- 1 工 事 名 林田西幹線（第 4 工区）下水道工事
- 2 開 札 日 令和 6 年 5 月 1 0 日

申立内容及び理由	確認結果又は確認を行わなかった理由
設計図書の閲覧を行ったところ、本工 管渠工の施工第 0－0003 号の内訳書にお いて排土タンクの 1 供用日の損料費が市の積 算は、1,100 円でしたが、当社の積算が 488 円であり、差額が 612 円でした。 そのため 管渠工の施工第 0－0003 号の内 訳書に記載されている。 排土タンクの 1 供用日の損料費が当社の積 算は 488 円であるところ市は、1,100 円で 積算しているので、積算疑義申立書を提出 します。また日本推進技術協会 推進工事用 機械器具等損料率参考資料から出典してい るので、 ※排土タンクの機械重量は 1.4 t 基礎価格 は、355,000 円 損 料 率 は、$\times 10^{-6}$ 損 料 費 は、 $355,000 \times 10^{-6} = 488$ 円となります。 また設計図書の表示が排土タンク 10m³、 水槽 10m³ と違うので、規格が違うと考える。 実際、日本推進技術協会 推進工事用 機械器具等損料率参考資料から調べると、 冒頭に書いたように規格が違っていた。だ から当社としては、かなり迷いました。結 果、発行元メールして今回に至りました。 これも発行元は、なかなか回答してくれな かった。以上です。	・ 施工第 0－0003 号内訳書の排土タンク損 料について確認を行った結果、相違ありま せんでした。

入札の執行に関する事項
・市の積算に誤りはありませんでした。 よって、落札候補者を決定します。

積算疑義申立に対する回答書

1 工 事 名 （北部）長野団地線道路改良（その 2）工事
2 開 札 日 令和 6 年 6 月 2 8 日

申立内容及び理由	確認結果又は確認を行わなかった理由
金入り設計書の閲覧を行ったところ、標識工における発注者の積算が「526,361 円」でした。 この金額の詳細は、標識柱・基礎設置〔路側式〕（施工第 0-0110 号内訳表）が、「時間的制約を受ける」という条件で積算されている（56,360 円／基）と想定します。 しかし、特記仕様書の第 7 条に「設計においては、時間的制約は受けないものとして」と記載されてあります。 また、その他の標識柱・基礎設置〔路側式〕（施工第 0-0109 号、第 0-0111 内訳表）は、時間的制約なしとなっております。 上記の内容により金額に誤差が生じております。 標識工「526,361 円」（施工第 0-0110 号内訳表→<u>時間的制約を受ける</u>） 標識工「516,741 円」（施工第 0-0110 号内訳表→<u>時間的制約なし</u>） 差額 9,620 円となります。 そのため別添のとおり標識工にかかる根拠資料を添えて積算疑義申立書を提出します。	質問により確認することができるため、姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱第 6 条第 9 号の規定に基づき、疑義申立てとして取り扱わないものとします。

入札の執行に関する事項

・上記の申立について、疑義申立として取り扱わないものとしたため、落札者を決定します。
--

積算疑義申立に対する回答書

- 1 工 事 名 林田西幹線(第 1 1 工区)下水道工事
- 2 開 札 日 令和 6 年 9 月 1 1 日

申立内容及び理由	確認結果又は確認を行わなかった理由
お世話になっております。昨日担当課で金 入り設計書閲覧申請書を確認した結果、内 訳書 P5 組立 1 号マンホール（夜間施工）備考に D=通常勤務時間帯を外して作業する場合、 E=労務費調整係数（実数値）夜間施工にな っているのに、施工 第 0-0043 号内訳表に は昼間作業になっていても内訳書の夜間施 工になってるから夜間で積算するのでない ですか。昼間と夜間では 4 万円位の差額が 出ます。経費を入れれば 6 万～7 万の差額が 出て高くなるのではありませんか。前にも こんな事例がありましたが夜間でみていま した。	・ 質問により確認することができるため、 姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義 申立手続に関する取扱試行要綱第 6 条第 9 号の規程に基づき、疑義申立てとして取り 扱わないものとします。

入札の執行に関する事項
上記の申立について、疑義申立として取り扱わないものとしたため、落札者を決定しま す。

積算疑義申立に対する回答書

- 1 工 事 名 農業水路等長寿命化・防災減災事業 奥池改修（その 1）工事
- 2 開 札 日 令和 6 年 1 0 月 3 1 日

申立内容及び理由	確認結果又は確認を行わなかった理由
据付間接費（参考資料 P3）について 参考資料（P3）の工種 2：水門扉据付工及び 直接経費（小型水門）の表には 据付間接費、据付材料費、補助材料費の対 象額は、水門設備据付工（率対象①）が対象 という記載がありますが、 据付間接費（80％）、据付材料費（3％）、補 助材料費（1.5％）にそれぞれの率を対象額 に乗じて計算しましたが、据付間接費だけ 発注者の積算金額と差異がありました。 据付間接費、据付材料費、補助材料費の対 象額は、水門設備据付工（率対象①）が対象 という表記にも関わらず、対象額に差異が あるため、上述により違算を招くような表 記をされていると思われますので、積算疑 義申し立てをします。	質問により確認することができるため、 姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義 申立手続に関する取扱試行要綱第 6 条第 9 号の規定に基づき、疑義申立てとして取り 扱わないものとします。

入札の執行に関する事項
上記の申立について、疑義申立として取り扱わないものとしたため、落札者を決定しま す。

積算疑義申立に対する回答書

- 1 工 事 名 農業水路等長寿命化・防災減災事業 奥池改修（その 1）工事
- 2 開 札 日 令和 6 年 1 0 月 3 1 日

申立内容及び理由	確認結果又は確認を行わなかった理由
参考資料 3 ページの据付間接費ですが、参考資料に記載のとおり水門設備据付工（率対象①）に対して 80%をかけて計算しましたが、金入り設計書を閲覧したところ役所の金額と差異がありました。 また、据付材料費、補助材料費においても率対象①に対して据付材料費 3%、補助材料費 1.5%をかけて計算しましたが、役所の金額と一致していません。 上記の 3 項目（据付間接費、据付材料費、補助材料費）の率対象は、参考資料に記載のとおり「水門設備据付工」と表記が同じように記載されているにもかかわらず、金額（対象額）が一致していません。 これにより誤った積算を誘発させる表記となっているので積算疑義申立書を提出します。	質問により確認することができるため、姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱第 6 条第 9 号の規定に基づき、疑義申立てとして取り扱わないものとします。

入札の執行に関する事項
上記の申立について、疑義申立として取り扱わないものとしたため、落札者を決定します。

積算疑義申立に対する回答書

- 1 工 事 名 東辻井三丁目地内下水道工事
- 2 開 札 日 令和6年11月13日

申立内容及び理由	確認結果又は確認を行わなかった理由
金入り設計書の閲覧を行ったところ、 本工事費 アスファルト舗装復旧工 市の積算→69,690 円 当社の積算→70,288 円 差額 598 円 附帯工事費(1) 舗装復旧工 市の積算→81,810 円 当社の積算→82,512 円 差額 702 円 市の積算は、表層(歩道部)(積算単価算出表 頁 0-0078, 79)のアスファルト合材単価に夜間割増が加算されていないと思われます。 また、積算単価算出表 頁 0-0079 に「夜間割増の有無：有り」と記載されています。 当社の単価 3,056 円/m²(合材単価夜間割増あり)であるところ市は 3,030 円/m²(合材単価夜間割増なし)で積算していると想定しますので、積算疑義申立書を提出します。	質問により確認することができるため、姫路市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱試行要綱第6条第9号の規定に基づき、疑義申立てとして取り扱わないものとします。 今回ご指摘のアスファルト合材には、そもそもの夜間割増単価がないことから、本来であれば積算参考資料に条件明示すべきでした。しかしながら、該当単価がないことから公表された積算図書等に対する質疑で積算の考え方を確認することが出来たものと判断しました。結果として、設計書が不明瞭であることからご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

入札の執行に関する事項
上記の申立について、疑義申立として取り扱わないものとしたため、落札者を決定します。